



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

税理士損害賠償／弁護士法 23 条の 2 照会に基づく顧客情報の提供 ～大阪高裁は不法行為に該当すると判断～

弁護士会が、官公庁や企業などの団体に対して必要事項を調査・照会する制度が、弁護士法 23 条の 2 に規定されていますが、大阪高裁は、この照会に対して税理士法人が顧客の情報を提供したことは、税理士法 38 条の守秘義務に違反するというべきであるという厳しい判断を示しました（平成 26 年 8 月 28 日大阪高裁判決、原判決変更、上告・上告受理申立て、TAINS コード Z 999-0151）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

1. 事案の概要

この事件は、税理士である被控訴人乙に確定申告書の作成・提出などを継続的に依頼していた控訴人甲が乙に対し、乙自身が代表役員を務める税理士法人に対する弁護士法 23 の 2 に基づく照会に応じて、甲の承諾を得ないまま甲の確定申告書控えなどを開示したことがプライバシー権を侵害する不法行為に当たると主張して、不法行為による損害賠償請求権に基づき、慰謝料 400 万円等の支払を求めたという事案です。原審は甲の請求を全部棄却したので、甲はこれを不服として控訴しました。なお、甲は控訴審において、損害の費目を「慰謝料 400 万円」から、「慰謝料 320 万円、弁護士費用 80 万円」に変更しています。

2. 大阪高裁の判断

弁護士法 23 条に規定する照会は、公共的性格を有するものであるが、法文上、照会事項は「必要な事項」と規定されるのみで特段の定義や限定がなく、照会先も「公務所又は公私の団体」と広範囲であるため、事案によっては、照会を受けた者が照会事項について報告することが、個人のプライバシーや職業上の秘密保持義務等の保護されるべき他の権利利益を侵害するおそれのある場合も少なくないと考えられる。したがって、23 条照会を受けた者は、どのような場合でも報告義務を負うと解するのは相当ではなく、正当な理由がある場合には、報告を拒絶できると解すべきである。そして、正当な理由がある場合とは、照会に対する報告を拒絶することによって保護すべき権利利益が存在し、報告が得られないことによる不利益と照会に応じて報告することによる不利益とを比較考量して、後者の不利益が勝ると認められる場合をいうものと解するのが相当である。

税理士は、税務に関する専門家として独立した公正な立場において、納税義務者の信頼に応えて納税義務の適正な実現を図るべく援助をするのであるから、税理士業務の遂行に当たって、納税義務者の資産、負債の状況、資金繰り、取引の内容等々の細部にまで立ち入ることとなり、他人に知られたくない秘密に接する機会が極めて多い。また、納税義務者としても、税理士を信頼し、そうした秘密に関わる事柄の詳細について真実を明らかにしてこそ適正な納税義務の実現が図られることになり、納税義務者の秘密に関する事項を税理士がみだりに外部に漏らすことがあるとすれば、納税義務者は安心して税理士に委嘱することができず、両者の相互の信頼関係は成り立たないことになる。

税理士法 38 条に基づく守秘義務は、税理士業務の根幹に関わる極めて重要な義務であるから、この守秘義務違反に対しては、税理士業務の禁止、1 年以内の税理士業務の停止又は戒告という一般的懲戒処分に処せられるほか、刑事罰として、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる。

したがって、税理士は、23 条照会によって納税者のプライバシーに関する事項について報告を求められた場合、正当な理由があるときは、報告を拒絶すべきであり、それにもかかわらず照会に応じて報告をしたときは、税理士法 38 条の守秘義務に違反するというべきである。

そして、税理士が故意又は過失により、納税義務者に関する情報を第三者に開示した場合には、当該納税者に対して不法行為責任を負うものと解される。 (税法データベース編集室 朝倉 洋子)

◇以上の判決について詳細（全文・A4 判 11 頁）が必要な方は、送料実費とも 2,000 円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。